

HITACHI

日立ハイテク

平成21年6月24日(水)開催

**第90回 定時株主総会
招集ご通知**

お 知 ら せ

**◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を受付に必ず
ご提出くださいますようお願い申し上げます。**

◎株主総会参考書類等に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブ
サイト (<http://www.hitachi-hitec.com>) に掲載させていただきます。

平成 21 年 6 月 5 日

株 主 各 位

東京都港区西新橋一丁目24番14号
株式会社日立ハイテクノロジーズ
代表執行役
執行役社長 兼取締役 大 林 秀 仁

第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類等をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示され、折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 日 時 平成21年 6 月24日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都港区西新橋一丁目24番14号
株式会社日立ハイテクノロジーズ本社（2階会議室）

3. 目 的 事 項

（報告事項）

1. 第90期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）に関する事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第90期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）に関する計算書類報告の件

（決議事項）

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役全員任期満了につき6名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書のご返送は、平成21年 6 月23日（火曜日）午後 5 時までには到着するようにご投函ください。
- (2) 議決権を重複して行使された場合は、最後に会社に到着したものを株主様の意思表示とさせていただきます。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の 3 日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により会社にご通知ください。

招集通知とともに提供すべき事業報告、計算書類及び監査報告書並びに連結計算書類は、同封の「平成20年度報告書」に記載のとおりであります。

なお、連結計算書類に係る監査報告書につきましても、「平成20年度報告書」に掲載しております。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 公告の迅速化と効率化のため、変更案第5条（公告方法）のとおり、公告方法を電子公告に変更するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号、以下「株式等決済合理化法」という。）」が平成21年1月5日に施行され、株券が電子化されたことに伴い、現行定款を次のとおり変更しようとするものであります。
 - ①株式等決済合理化法の施行により、平成21年1月5日において当社定款の株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更の決議がなされたものとみなされているため、現行定款第7条の削除及びこれによる条数の繰上げを行うものであります。また、同法の施行に伴い、単元未満株券の不発行に関する規定が不要となったことから、現行定款第8条第2項を削除するものであります。
 - ②株式等決済合理化法の施行により、平成21年1月5日付で「株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号）」が廃止され、実質株主及び実質株主名簿に関する規定が不要となったことから、現行定款第9条及び第12条の文言を削除するものであります。
 - ③株券電子化の実施を機に、株式取扱手数料を無料とすることを明確にするため、現行定款第11条（株式取扱規則）の一部変更を行うものであります。
- (3) 株主サービス拡充の観点から、単元未満株式の買増制度を導入するため、現行定款第9条（単元未満株式についての権利）に第1項第3号及び第2項の規定を新設し、また、当該規定の効力発生日として附則第1条を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載して行</u> <u>う。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告<u>方法は、電子公告とする。た</u> <u>だし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告に</u> <u>よる公告をすることができない場合は、日本経済新聞</u> <u>に掲載して行う。</u></p>
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行等)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は100株とする。 <u>当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に</u> <u>係る株券を発行しない。ただし、第11条に定める株式</u> <u>取扱規則に定めるところについてはこの限りではな</u> <u>い。</u></p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は100株とする。</p>
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主 (<u>実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権 利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 株主の所有する株式数に応じて募集株式の割当て 及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式につ いて、次に掲げる権利以外の権利を行使することがで きない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 株主の所有する株式数に応じて募集株式の割当て 及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 3. <u>次項に定める権利</u> <u>当社の単元未満株式を有する株主は、その所有する</u> <u>単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式</u> <u>を売り渡すことを当社に対し請求することができ</u> <u>る。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
第10条 (条文省略)	第9条 (条文省略)
(株式取扱規則) 第11条 当会社の株主の権利等に関する取扱いその他株式に関する取扱い及びその手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会より委任された執行役が定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第10条 当会社の株主の権利等に関する取扱いその他株式に関する取扱いについては、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会より委任された執行役が定める株式取扱規則による。
(定時株主総会の基準日) 第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会で権利を行使することができる株主とする。	(定時株主総会の基準日) 第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会で権利を行使することができる株主とする。
第13条 く (条文省略) 第37条	第12条 く (条文省略) 第36条
(新 設)	附 則 第1条 第8条第1項第3号及び第2項の変更は、平成21年7月1日から効力を生ずるものとし、本条の規定は、効力発生をもってこれを削除する。

第2号議案 取締役全員任期満了につき6名選任の件

当社定款の定めるところにより、本総会の終結の時をもって取締役全員（6名）の任期が満了いたしますので、6名を選任いたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主たる職業 及び担当	略歴、地位及び他の法人等の代表状況	所有する 当社株 式数	当社との 特別の 利害関係
1	崎山 忠道 (昭和16年6月13日生)	株式会社 日立製作所 取締役 当取締役 指名委員 報酬委員	昭和39年4月 株式会社日立製作所入社 平成6年6月 同社経理部長 平成11年4月 同社常務 監査室長 平成13年6月 日立建機株式会社 取締役 専務執行役員 平成15年4月 同社代表取締役 取締役副社長 平成15年6月 同社代表執行役 執行役副社長 兼取締役 平成18年4月 同社取締役 平成18年6月 株式会社日立製作所取締役 現在に至る 平成20年6月 当社取締役 現在に至る	1,000株	なし
2	大林 秀仁 (昭和19年4月22日生)	当代表執行社 取締役兼 取締役 指名委員 報酬委員	昭和44年4月 株式会社日立製作所入社 昭和63年8月 同社中央研究所第四部長 平成7年6月 同社計測器事業部 科学システム本部長 平成11年4月 同社計測器グループ次長 平成13年4月 同社計測器グループ那珂事業所長 平成13年10月 当社取締役 平成15年6月 当社執行役常務 平成18年4月 当社代表執行役執行役専務 平成18年6月 当社代表執行役執行役専務 兼取締役 平成19年4月 当社代表執行役執行役社長 兼取締役 現在に至る	28,600株	なし
3	中野 和助 (昭和23年9月29日生)	当代表執行社 執行役員 専務 取締役	昭和46年4月 当社入社 平成2年8月 半導体装置部長 平成4年8月 電子デバイス製造システム 営業本部長 平成7年6月 取締役 平成11年6月 常務取締役 平成15年6月 執行役常務 平成19年4月 代表執行役執行役専務 平成19年6月 代表執行役執行役専務 兼取締役 現在に至る	15,500株	なし

候補者番号	氏名 (生年月日)	主たる職業 及び担当	略歴、地位及び他の法人等の代表状況	所有する 当社 株式数	当社との 特別の 利害関係
4	金内 寛 (昭和22年11月4日生)	取締役 監査委員 社員	昭和45年4月 株式会社日立製作所入社 平成3年8月 同社小田原工場総務部長 平成12年6月 同社情報・通信グループ 統括本部次長 平成13年10月 当社取締役 平成15年6月 当社執行役常務 平成20年4月 当社顧問 平成20年6月 当社取締役 現在に至る	5,700株	なし
5	内田 晴康 (昭和22年4月7日生)	弁護士 取締役 指名委員 監査委員 報酬委員 社員 役員	昭和48年4月 第二東京弁護士会登録 昭和48年4月 森綜合法律事務所(現 森・濱田 松本法律事務所)入所 昭和58年4月 同法律事務所パートナー 現在に至る 平成17年6月 当社取締役 現在に至る	0株	なし
6	宗岡 広太郎 (昭和15年10月30日生)	株式会社日立製作所 顧問 取締役 指名委員 監査委員 報酬委員 社員 役員	昭和39年4月 株式会社日立製作所入社 平成6年8月 同社勤労部長 平成9年6月 同社取締役 平成11年4月 同社専務取締役 平成13年4月 同社取締役 平成13年6月 同社監査役 平成15年6月 同社取締役 平成17年6月 当社取締役 現在に至る	0株	なし

- (注) 1. 崎山忠道氏は、当社の親会社の子会社である日立建機株式会社の業務執行者でありました。
その期間における地位及び担当は次のとおりであります。
平成15年4月から平成15年6月：代表取締役取締役副社長（SCM改革本部長）
平成15年6月から平成17年3月：代表執行役執行役副社長兼取締役（SCM改革本部長、輸出管理本部長）
平成17年4月から平成18年3月：代表執行役執行役副社長兼取締役（業務改革推進本部長、輸出管理本部長）
2. 大林秀仁氏は、平成18年10月から平成19年9月まで、当社の親会社である株式会社日立製作所の従業員（医療事業統括本部員）を兼務しておりました。
3. 中野和助氏は、平成20年4月から、当社の親会社である株式会社日立製作所の従業員（平成20年4月から平成21年3月まで医療事業統括本部員、平成21年4月からは医療事業業務本部員）を兼務しております。
4. 宗岡広太郎氏は、当社の親会社である株式会社日立製作所において、平成18年6月から平成19年6月まで特命顧問を、平成19年6月からは顧問を兼務しております。
5. 崎山忠道、内田晴康、宗岡広太郎の3氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であります。
6. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約等について
- (1) 社外取締役候補者の選任理由及び独立性等について
- ①崎山忠道氏は、会社経営に関する豊富な経験及び経理・財務分野に関する豊富な知識と経験を当社の経営及び業務執行の監督に採り入れていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
同氏は、当社特定関係事業者の従業員の三親等以内の親族等であります。
同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- ②内田晴康氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、法律の専門家としての豊富な知識と経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。よって、その豊富な知識と経験を当社の経営及び業務執行の監督に採り入れていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
同氏は、当社特定関係事業者から、弁護士業務の対価としての報酬を過去に受領し、また、将来受領する可能性があります。
同氏は、当社特定関係事業者の従業員の三親等以内の親族等であります。
同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- ③宗岡広太郎氏は、経営・マネジメント全般及び経営監査に関する豊富な知識と経験を当社の経営及び業務執行の監督に採り入れていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
同氏は、当社特定関係事業者の従業員の三親等以内の親族等であります。
同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

(2) 過去5年間に他の株式会社の取締役等の在任中に、当該他の株式会社において不当な業務執行が行われた事実並びに当該事実の発生の予防のために行った行為及び当該事実の発生後の対応について

① 崎山忠道氏が取締役を務めていた日立建機株式会社は、同氏が在任中に発生したホイール式油圧ショベルの保安基準不適合改造及び変更申請漏れに関して、平成20年10月14日に国土交通省から嚴重注意と業務改善指示を受けました。

同氏は、当該事案を当該違反行為時には認識しておりませんが、従来より、取締役会等において内部統制体制の整備等について意見を述べておりました。

② 宗岡広太郎氏が取締役を務めていた株式会社日立製作所は、平成16年に発注された首都高速道路新宿線換気設備工事における入札に関し、独占禁止法に違反する行為があったとして、平成18年9月、公正取引委員会より課徴金納付命令を受けました。

同氏は、当該事案を当該違反行為時には認識しておりませんが、従来より、取締役会、監査委員会等において法令遵守・再発防止の徹底等の重要性について意見しておりました。

③ 宗岡広太郎氏が監査役及び取締役を務めていた株式会社日立製作所は、札幌市が実施する水処理施設電気設備工事の入札に関し、平成15年4月から平成17年12月までの間、独占禁止法に違反する行為があったとして、平成20年10月に公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、平成21年3月に国土交通省関東地方整備局より建設業法に基づく一部の建設業に係る営業停止命令を受けました。

同氏は、当該事案を当該違反行為時には認識しておりませんが、従来より、取締役会、監査委員会等において法令遵守・再発防止の徹底等の重要性について意見しておりました。

④ 宗岡広太郎氏が社外監査役を務めている株式会社三菱東京UFJ銀行では、米国によるマネーローダリング防止対応に関して、平成18年12月に米国監督当局より業務改善命令を受け、旧UFJ銀行以来、法人向け営業拠点においてコンプライアンス管理上問題のある取引が行われていたことについて、平成19年2月に金融庁から業務改善命令を受けました。また、海外業務及び国内の投資信託販売業務等における経営管理態勢・法令等遵守態勢・内部管理態勢等の不備に関し、平成19年6月に金融庁から業務改善命令を受けました。

同氏は、いずれの事案につきましても報告に接するまでは当該事案について認識しておりませんが、取締役会、監査役会等において法令遵守の重要性について発言しておりました。また、事案判明後は、取締役会、監査役会等において調査結果の報告を受けるとともに、業務改善計画の策定及び実行を監視しました。

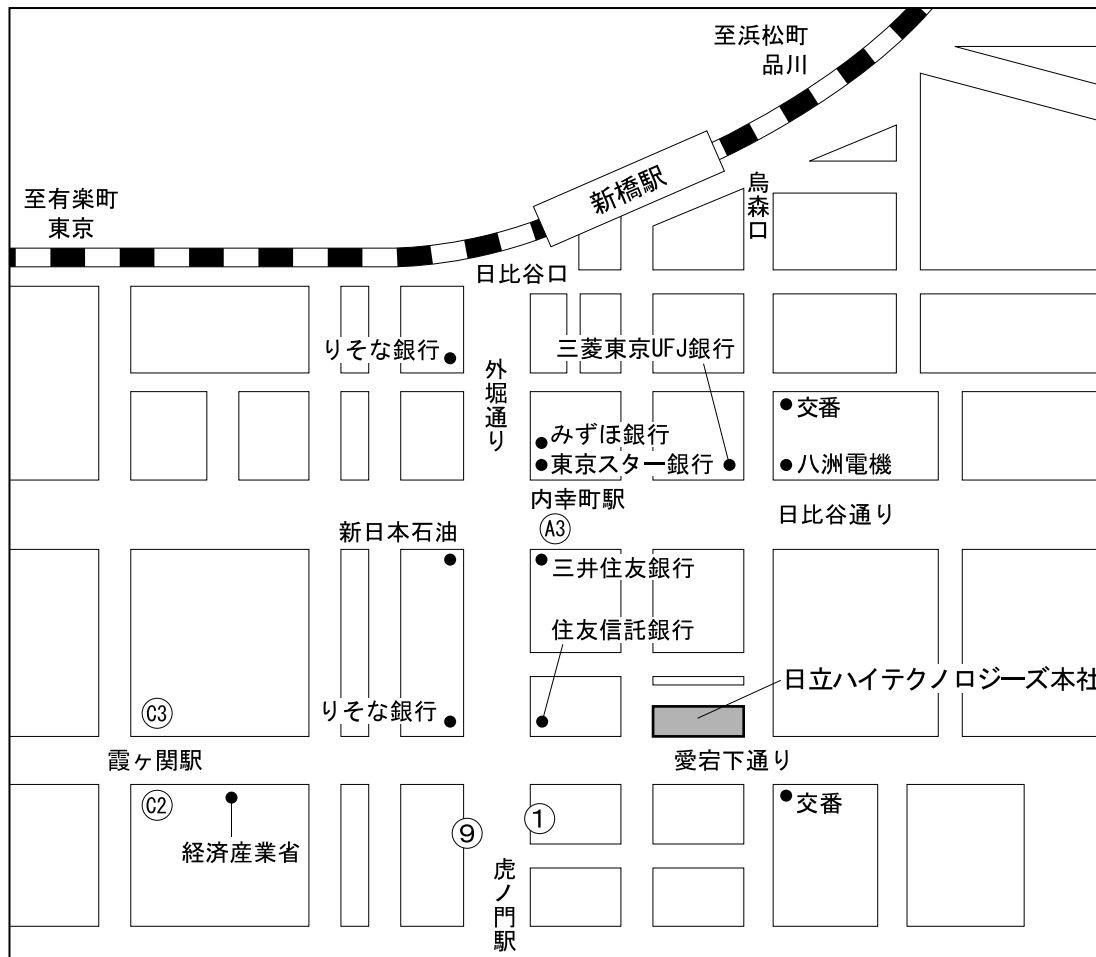
(3) 責任限定契約の内容の概要

崎山忠道、内田晴康、宗岡広太郎の3氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は各氏との間で、定款第24条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する責任限定契約をそれぞれ締結しております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で、それぞれ上記責任限定契約を継続する予定であります。

以上

株式会社日立ハイテクノロジーズ 第90回定時株主総会

会場ご案内



交通機関 JR 新橋駅下車 日比谷口 又は 烏森口
 地下鉄銀座線 虎ノ門駅下車 ①又は⑨
 地下鉄千代田線・日比谷線・丸ノ内線 霞ヶ関駅下車 ②又は③
 地下鉄三田線 内幸町駅下車 ④



 株式会社日立ハイテクノロジーズ

〒105-8717 東京都港区西新橋一丁目24番14号

電話 (03) 3504-7111

<http://www.hitachi-hitec.com>